

広域連携ワーキンググループ運営要領(案)

令和5年〇月〇日座長決定
広域連携ワーキンググループ

福島国際研究教育機構(以下「機構」という。)の新産業創出等の研究開発、産業化、人材育成等の取組が、東日本大震災及び原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等において、人々の夢と希望となる30年後の社会を見据えた未来課題の解決及び地域の魅力創出につながるよう、機構と地域の市町村等が連携して、福島をはじめ東北の創造的復興に寄与するため設置する広域連携ワーキンググループ(以下「WG」という。)の運営要領を、新産業創出等研究開発協議会運営要領(以下「協議会運営要領」という。)第7条第6項に基づき、次のように定める。

(WGの運営)

第1条 WGの議事の手続その他WGの運営に関しては、この運営要領の定めるところによる。

(WGの調査及び検討事項)

第2条 WGは、機構が取り組む新産業創出等の研究開発、産業化、人材育成等の効果が広域的に波及するよう、福島浜通り地域等を中心とする市町村等による様々な形でのパートナーシップによる連携等について調査及び検討を行う。

(WGの組織)

第3条 WGの座長は、協議会運営要領第7条第2項に基づき、新産業創出等研究開発協議会の議長が指名する。

- 2 WGの構成員(以下「構成員」という。)は、別表に掲げる者とする。
- 3 座長は、構成員以外の者をオブザーバーとしてWGの会議に出席させることができる。
- 4 座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する者として、あらかじめ副座長を指名することができる。

(WGの会議の開催)

第4条 WGの会議は、座長が招集する。

- 2 WGの会議は、座長が必要と認めた場合、Web会議サービス(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)又は書面(電磁的方法を含む)によって開催することができる。

(WGの会議の公開等)

第5条 WGの会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、構成員に諮った上で、会議の全部又は一部を公開することができる。

- 2 WGの会議の議事概要を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公表する。
- 3 WGの会議の配布資料は、原則として非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、構成員に諮った上で、配布資料の全部又は一部を公開することができる。

（庶務）

第6条 WGの庶務は、機構において処理する。

（雑則）

第7条 この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な細目は、座長が定める。

別表) 広域連携ワーキンググループ構成員

福島国際研究教育機構
復興庁
福島県
いわき市
相馬市
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楢葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
新地町
飯舘村
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
その他座長が指名し、かつ、構成員となることを受諾した者

(参照) 新産業創出等研究開発協議会運営要領(抜粋)

(ワーキンググループ等)

第7条 議長は、協議会における協議に資するため、ワーキンググループ及びサブワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ等」という。)を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

- 2 ワーキンググループ等に座長を置き、議長が指名する。
- 3 ワーキンググループ等のメンバーは、関係する構成員のほか、構成員以外の大学その他の研究機関及び民間企業等から、座長が指名する。
- 4 ワーキンググループ等は、必要に応じ、他のワーキンググループ等と合同で開催することができる。
- 5 ワーキンググループ等において議決した事項は、協議会において承認された時点で、法第109条第5項にいう協議会において協議が調った事項とみなす。
- 6 前項に定めるもののほか、ワーキンググループ等の運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループ等に諮って別途定める。